

明治大学国際教育センター長 殿

私は、春期英語発話力向上モニタープログラム(フィリピン)(以下、プログラムという。)に出願するにあたり、下記に記載されている諸事項を理解・同意の上、出願および参加することを誓約します。誓約事項に反した場合、参加資格の取り消しや、明治大学(以下本学という)の支援を受けられなくなっても異議の申し立てはいたしません。

1. 募集情報掲載ウェブサイトから、募集要項、誓約書、参加確認書等、申込みおよび研修参加に必要な情報を全て熟読・了承の上、保証人または保護者の了解も得てから申込みを開始する。
2. 参加決定通知受領後は、本学が正当と認めたととき以外辞退は認められない。なお、やむを得ない事情でキャンセルする際は旅行規定および研修先の規定によりキャンセル費用が発生する可能性があることを了承する。
3. プログラム参加にかかる経費を渡航前に用意する必要性を理解し、事前に保証人または保護者の了解を得て申込みを行う。また、**事前に支払わなければならない費用は、必ず定められた期日までに支払う。**
4. 選考テスト、書類選考や教職員との面談の上、プログラム参加の是非が判断される場合がある。
5. 研修先の安全上の状況によっては、本学がプログラムの中止・延期を決定する場合がある。
6. プログラムの参加人数が最少催行人数に満たない場合は、本学がプログラムの中止を決定する場合がある。
7. 持病・アレルギー等健康状態に不安のある場合は事前に専門医等による診断を仰ぎ、許可を得てから申込みを行う。
8. 参加に必要な諸手続き(本学指定提出書類・パスポートや査証の取得・費用支払い・保険加入・所属学部に提出の必要がある書類・研修先の指定提出書類等)は責任をもって虚偽の記述をせず**指定期日までに行う**。本学に提出した個人情報(健康状態含む)に変更が生じた場合には速やかに申し出る。また、諸手続きを全うしていないと判断された場合、参加を取り消される場合があることを了承する。その場合も、旅行規定・研修先の規定によりキャンセル費用が発生する場合があることを了承する。
9. 出発から帰国までを保険期間とする**本学指定の海外旅行保険への加入を行う**。本学指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、研修先から別途保険加入が求められた場合は、双方の保険に加入することを了承する。また、やむを得ない理由で指定の海外旅行保険ではなく、別途個人で保険に加入する際は、本学の了解を得たうえで、指定の同意書と加入した保険証書のコピーを提出しなければならない。この場合、研修先との契約で保険の種類が指定されている場合は、指定に沿った保険に加入しなければならない。また、別途個人で保険に加入する際は、大学指定の保険加入によって受けることのできる危機管理サービスの対象とならないことを了承する。
10. 提出書類に記載された個人情報は、渡航や参加手続きの目的のため、研修先やプログラム取扱旅行社へ提供されることに同意する。
11. プログラム指定の海外旅行保険会社や危機管理支援サービス会社が、その任務を全うするにあたり、個人情報を共有、利用することに同意する。
12. プログラム期間中は、滞在国の法令、本学及び研修先の規則を遵守し、指導教員、担当者等の指示に従うこと。また、自己の自覚と責任において、本学の学生として恥ずかしくない行動をとる。また、いかなる場合も車両(自転車を除く)の運転を行わない。
13. プログラム期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学は一切責任を負わない。
14. プログラム期間中、研修先で発生した学生の不注意による対物・対人の賠償、ならびに、本学や派遣先機関の指導・管理が及ばない個人的行動に起因する事故・疾病などによる損害については、学生本人が全ての責任を負うものとする。
15. プログラムまたは本学で定める居住先が指定されている場合は、その居住先に滞在する。
16. プログラムの趣旨を理解し、研修先で学業等に励み、プログラムで決められた講義等を受講する。学業成績や参加姿勢に問題があり、途中帰国の措置を判断された場合はこれに従う。その場合に発生しうる帰国に係る費用は学生本人が全て負担することを了承する。
17. プログラム期間中に研修先の国や地域の安全上の状況によって、本学が途中帰国勧告を決定した場合は、速やかに指示に従う。
18. プログラム期間中、個人での研修国以外の第三国への出国は、予定されている語学研修や課外活動に支障がなく、現地担当者への報告(行き先、滞在先、連絡先、同行者情報)が完了し、了解が得られた場合のみとする。第三国滞在中の災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について本学は一切責任を負わない。また、研修先の規定により研修国外への出国を認めない場合は研修先の方針に従うものとする。
19. プログラムで定められた旅程のとおり渡航し、留学期間を満了する。また、プログラム期間終了後は、プログラムで定められた旅程のとおり必ず帰国する。
20. プログラム参加中の修学・生活情報や集合・個人写真(研修先から提供を受けたものを含む)などの個人情報をプログラム運営・広報の目的や、安全上の目的のために本学が使用する場合があることを了承する。
21. 帰国後は速やかにアンケートや清算に必要な書類等の提出をする。
22. 提出書類に含まれる個人情報を、本学が主催するイベントの案内、イベント催行に際しての協力の要請や出席依頼、または体験者談の執筆依頼などのために利用する場合があることを了承する。

提出日： 2017年 月 日

参加プログラム	春期英語発話力向上モニタープログラム(フィリピン)		
参加者氏名	学部・学科	学年・組・番号	学生番号
	印	年 組 番	
自宅住所	電話番号		
〒 -	- -		

保証人は、上記誓約書に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。

2017 年 月 日 保証人氏名:



(続柄:)

明治大学国際教育センター長 殿

私は、春期英語発話力向上モニタープログラム(フィリピン)(以下、プログラムという。)に出願するにあたり、下記に記載されている諸事項を理解・同意の上、出願および参加することを誓約します。誓約事項に反した場合、参加資格の取り消しや、明治大学(以下本学という)の支援を受けられなくなっても異議の申し立てはいたしません。

1. 募集情報掲載ウェブサイトから、募集要項、誓約書、参加確認書等、申込みおよび研修参加に必要な情報を全て熟読・了承の上、保証人または保護者の了解も得てから申込みを開始する。
2. 参加決定通知受領後は、本学が正当と認めたととき以外辞退は認められない。なお、やむを得ない事情でキャンセルする際は旅行規定および研修先の規定によりキャンセル費用が発生する可能性があることを了承する。
3. プログラム参加にかかる経費を渡航前に用意する必要性を理解し、事前に保証人または保護者の了解を得て申込みを行う。また、**事前に支払わなければならない費用は、必ず定められた期日までに支払う。**
4. 選考テスト、書類選考や教職員との面談の上、プログラム参加の是非が判断される場合がある。
5. 研修先の安全上の状況によっては、本学がプログラムの中止・延期を決定する場合がある。
6. プログラムの参加人数が最少催行人数に満たない場合は、本学がプログラムの中止を決定する場合がある。
7. 持病・アレルギー等健康状態に不安のある場合は事前に専門医等による診断を仰ぎ、許可を得てから申込みを行う。
8. 参加に必要な諸手続き(本学指定提出書類・パスポートや査証の取得・費用支払い・保険加入・所属学部)に提出の必要がある書類・研修先の指定提出書類等は責任をもって虚偽の記述をせず**指定期日までに行う**。本学に提出した個人情報(健康状態含む)に変更が生じた場合には速やかに申し出る。また、諸手続きを全うしていないと判断された場合、参加を取り消される場合があることを了承する。その場合も、旅行規定・研修先の規定によりキャンセル費用が発生する可能性があることを了承する。
9. 出発から帰国までを保険期間とする**本学指定の海外旅行保険への加入を行う**。本学指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、研修先から別途保険加入が求められた場合は、双方の保険に加入することを了承する。また、やむを得ない理由で指定の海外旅行保険ではなく、別途個人で保険に加入する際は、本学の了解を得たうえで、指定の同意書と加入した保険証書のコピーを提出しなければならない。この場合、研修先との契約で保険の種類が指定されている場合は、指定に沿った保険に加入しなければならない。また、別途個人で保険に加入する際は、大学指定の保険加入によって受けることのできる危機管理サービスの対象とならないことを了承する。
10. 提出書類に記載された個人情報は、渡航や参加手続きの目的のため、研修先やプログラム取扱旅行社へ提供されることに同意する。
11. プログラム指定の海外旅行保険会社や危機管理支援サービス会社が、その任務を全うするにあたり、個人情報を共有、利用することに同意する。
12. プログラム期間中は、滞在国の法令、本学及び研修先の規則を遵守し、指導教員、担当者等の指示に従うこと。また、自己の自覚と責任において、本学の学生として恥ずかしくない行動をとる。また、いかなる場合も車両(自転車を除く)の運転を行わない。
13. プログラム期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学は一切責任を負わない。
14. プログラム期間中、研修先で発生した学生の不注意による対物・対人の賠償、ならびに、本学や派遣先機関の指導・管理が及ばない個人的行動に起因する事故・疾病などによる損害については、学生本人が全ての責任を負うものとする。
15. プログラムまたは本学で定める居住先が指定されている場合は、その居住先に滞在する。
16. プログラムの趣旨を理解し、研修先で学業等に励み、プログラムで決められた講義等を受講する。学業成績や参加姿勢に問題があり、途中帰国の措置を判断された場合はこれに従う。その場合に発生しうる帰国に係る費用は学生本人が全て負担することを了承する。
17. プログラム期間中に研修先の国や地域の安全上の状況によって、本学が途中帰国勧告を決定した場合は、速やかに指示に従う。
18. プログラム期間中、個人での研修国以外の第三国への出国は、予定されている語学研修や課外活動に支障がなく、現地担当者への報告(行き先、滞在先、連絡先、同行者情報)が完了し、了解が得られた場合のみとする。第三国滞在中の災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について本学は一切責任を負わない。また、研修先の規定により研修国外への出国を認めない場合は研修先の方針に従うものとする。
19. プログラムで定められた旅程のとおり渡航し、留学期間を満了する。また、プログラム期間終了後は、プログラムで定められた旅程のとおり必ず帰国する。
20. プログラム参加中の修学・生活情報や集合・個人写真(研修先から提供を受けたものを含む)などの個人情報をプログラム運営・広報の目的や、安全上の目的のために本学が使用する可能性があることを了承する。
21. 帰国後は速やかにアンケートや清算に必要な書類等の提出をする。
22. 提出書類に含まれる個人情報を、本学が主催するイベントの案内、イベント催行に際しての協力の要請や出席依頼、または体験者談の執筆依頼などのために利用する場合があることを了承する。

提出日： 2017年 月 日

参加プログラム	春期英語発話力向上モニタープログラム(フィリピン)		
参加者氏名	学部・学科	学年・組・番号	学生番号
	印	年 組 番	
自宅住所	電話番号		
〒 -	- -		

保証人は、上記誓約書に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。

2017 年 月 日 保証人氏名:

印 (続柄:)